

## 役場の閉庁時間が 変わります



平成22年4月から、役場と武蔵ヶ丘支所の平日の閉庁時間が、午後5時15分までとなります(平成22年3月末までは午後5時30分)。これは、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、職員の勤務時間を15分短縮し、閉庁時間を午後5時15分とさせていただくものです。

なお、役場は毎月第1・第3水曜日は、引き続き午後7時まで窓口業務の延長(証明書発行のみ)を行います。

問い合わせ  
総務課 ☎ 232-2111

## 戸別所得補償制度モデル対策が 4月からスタートします

### 需給率向上事業(水田利活用需給力向上事業)

■交付単価 全国一律

### ■対象作物

麦、大豆、飼料作物、新規需要米(米粉用、飼料用、バイオ燃料用米、WCS用稲)、そば、なたね、加工用米、その他作物(都道府県単位で単価を設定)、二毛作助成

### 米のモデル事業(米戸別所得補償モデル事業)

■交付単価 全国一律

○定額部分(10aあたり)

15,000円(当年産米の販売価格いかにかわらず交付)

○変動部分(10aあたり)

平成22年産米の販売価格が、過去3年間の平均販売価格を下回った場合に、その差額をもとに算定。

※加入申し込みは4月～6月、交付金の支払いは、12月～翌年3月になります。

詳しくは、農林水産省ホームページをご覧くださいか、「問い合わせ」へお尋ねください。

問い合わせ  
九州農政局消費・安全部地域第四課 ☎ 0968-25-2137  
九州農政局山鹿統計・情報センター ☎ 0968-44-5550  
菊陽町地域水田農業推進協議会 ☎ 232-8206

にんじん焼酎「酔紅」の事前注文は、以下の14店舗で行っています。

※ジャスコ菊陽店とゆめタウン光の森では電話注文は受けていません。店頭での事前注文・販売のみです。

販売店	地区	電話番号
はなや酒米店	花立	339-7791
いしい酒店	武蔵ヶ丘	338-7222
西田商店	武蔵ヶ丘	338-0600
たわらや酒店	三里木	232-3138
坂本お茶・酒店	新町	232-2670
スーパーマサヤ	緑ヶ丘	232-2006
さんふれあ	原水	232-8690
堀川商店	鉄砲小路	232-1862
合志酒店	馬場	232-4127
古庄酒店	入道水	232-9110
サザンクロス	南方	232-9345
藤本酒店	上中代	232-2510
ジャスコ菊陽店	三里木	—
ゆめタウン光の森	光の森	—



■発売日 4月6日(火)  
■価格 1,200円(税込)  
■発売数量 3,000本限定  
■内容量 720ml  
■原材料 にんじん さつまいも 米麴  
■アルコール分 25度

4月6日の発売を前に事前注文を受け付けています

菊陽町商工会ににんじん焼酎部会では、菊陽町の特産の甘い人参を使った、にんじん焼酎の開発に取り組んできました。そして、ようやくにんじん焼酎「酔紅(よいべに)」が完成し、4月6日(火)から発売します。「酔紅」はカメ仕込みした本格焼酎で、フルーティーな味に仕上がりました。

限定 3,000本

菊陽町の特産「菊陽人参」が  
焼酎になりました 事前注文開始

問い合わせ 菊陽町商工会にんじん焼酎部会事務局(商工会) ☎ 232-2757

## 公売のお知らせ

### 期間入札を行います

- 期 間 3月8日(月)～3月12日(金) 午前9時～午後5時
- 会 場 菊陽町役場 税務課窓口
- 公売物件 洋画DVDソフトなど20点を予定
- 公売方法 期間入札(郵送での入札はできません)
- その他 開札は3月15日(月)に行い、落札者には電話で連絡します。



問い合わせ 税務課 徴収係 ☎ 232-4911

### 第3回市町村・県合同公売会

- 日 時 3月19日(金) 午後1時開場  
3月20日(土) 午前9時開場
- 会 場 益城町総合体育館(益城町木山236番地)
- 公売物件 花瓶、テーブル、家電製品、日用品など2日間で1,200点を予定
- 公売方法 入札およびせり売り
- 必要なもの 印かん、購入代金、身分証明書、委任状(代理人が入札する場合)
- その他 公売物件の引き渡しは、買受代金納付時の現況で行います。公売前に滞納税が完納された場合などは、公売中止になることがあります。

問い合わせ 県税務課地方税徴収特別対策室 ☎ 333-2099

### 解約通知の書き方の例

販売店あて  
氏名 住所 平成〇年〇月〇日  
契約解除通知書  
平成〇年〇月〇日に契約しました〇〇(商品名)は、解除します。商品は早急にお引き取りいただき、支払いました〇〇円をお返しくください。  
平成〇年〇月〇日

### クレジット(信販)会社あて

氏名 住所 平成〇年〇月〇日  
契約解除通知書  
平成〇年〇月〇日に〇〇(販売店名)と契約しました〇〇(商品名)は、解除します。  
平成〇年〇月〇日

① 契約場所は自宅、喫茶店、路上など、店舗や営業所以外の場所ですか  
※キャッシュセールス、アポイントメントセールス、催眠商法の場合は店舗でも可能です。  
② 購入した商品、サービスは何ですか  
特定商取引法の改正により、平成21年12月1日から原則すべての商品・サービスがクーリング・オフの対象になりました。ただし、一部は改正後も対象外のものがあります。  
③ 総額いくらで購入しましたか  
現金の場合、3,000円以上の取引ですか  
④ 書面を受け取ってから8日以内ですか(マルチ商法の場合は20日以内)  
契約書面を渡されていないときや、記載内容に不備があるときは、8日(20日)を過ぎても可能です。

⑤ クーリング・オフは必ず書面で行います  
ハガキに「契約解除通知書」と記入し、ハガキの両面をコピーした上で、「簡易書留」など記録の残る方法で郵送しましょう。  
クレジット契約をした場合は、必ず信販会社にも郵送してください。  
⑥ お金は戻りましたか  
支払ったお金は全部返金してもらいましょう。受け取った商品は、事業者へ引き取るように要求しましょう。  
⑦ 関係書類は5年間保管してください

問い合わせ  
総合政策課 ☎ 232-2112  
熊本県消費生活センター ☎ 383-0999

## 消費者の強い味方「クーリング・オフ」制度

「やっぱりいらなかった」「解約したい」と思ったとき、一定の条件を満たせば無条件に契約を解約することができる制度です。あなたの契約がクーリング・オフできるかチェックしてみよう!